

第19回 スポーツ仲裁 シンポジウム 報告書

開催日時

2023年2月24日(金) 10:00-12:30

開催場所

リアル

一般社団法人 日本国際紛争解決センター

オンライン

Zoom開催(ウェビナーモード)

同時通訳・手話通訳あり

主催

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

後援

スポーツ庁／法務省／公益財団法人日本オリンピック委員会／公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本パラスポーツ協会／公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構／特定非営利活動法人日本オリンピック協会
一般財団法人日本ADR協会／日本スポーツ法学会／一般社団法人日本国際紛争解決センター

協賛

公益財団法人ミズノスポーツ振興財団／デサントジャパン株式会社

協力

立教大学ビジネスロー研究所



ミズノスポーツ振興財団

DESCENTE

目次

はじめのご挨拶	8 ページ
イントロダクション.....	8 ページ
基調報告	13 ページ
個別報告	18 ページ
パネルディスカッション	31 ページ

※本報告書はJSAA事務局がまとめたものであり、内容に関する責任はJSAA事務局に帰属します。

プログラム

セーフスポーツ実現のための相談・紛争解決機関の役割

イントロダクション



セーフスポーツ実現のための国内外の相談・紛争解決機関の現状

伊東 卓氏 (JSAA 執行理事、弁護士)

基調報告

※オンライン出演・同時通訳あり



Canada's new Abuse-Free Sport Program

Marie-Claude Asselin 氏 (CEO, Sport Dispute Resolution Centre of Canada)

個別報告



IOC セーフガーディングオフィサー制度と今後の展望について

鈴木 和馬氏 (公益財団法人日本オリンピック委員会強化本部 / IOC セーフガーディングオフィサー)



事例報告—NF としての取り組み

今井 純子氏 (公益財団法人日本サッカー協会 リスペクト・フェアプレー委員長)



S.C.P Japan が取り組むスポーツにおける セーフガーディング実現に向けた取り組み

井上 由惟子氏 (一般社団法人 S.C.P Japan 共同代表)

パネルディスカッション

【パネリスト】

Marie-Claude Asselin 氏 (CEO, Sport Dispute Resolution Centre of Canada)

鈴木 和馬氏 (公益財団法人日本オリンピック委員会強化本部 / IOC セーフガーディングオフィサー)

今井 純子氏 (公益財団法人日本サッカー協会 リスペクト・フェアプレー委員長)

井上 由惟子氏 (一般社団法人 S.C.P Japan 共同代表)

【コーディネーター】

杉山 翔一氏 (JSAA 仲裁調停専門員、弁護士、ジャパンセーフスポーツプロジェクト代表)

第19回

スポーツ仲裁シンポジウム

シンポジウム 開催の目的

近年、諸外国では、仲裁機関や競技団体がスポーツにおける暴力・ハラスメントの予防・解決に向けた活動を積極的に行っている例がみられる。そこで、本シンポジウムでは、スポーツにおける暴力・ハラスメントに関連して、スポーツ仲裁機関に求められる役割や、その予防・解決に向けた国内外の競技団体の活動状況を取り上げる。

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

イントロダクション

セーフスポーツ実現のための国内外の相談・紛争解決機関の現状

伊東 卓氏 (JSAA 執行理事、弁護士)



昭和63年(1988年)4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)

平成29年(2017年)度 第二東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長

令和2年(2020年)10月 伊東・早稲本法律事務所開設

平成26年(2014年)1月 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」統括委員(現在)

平成29年(2017年)6月から公益財団法人日本スポーツ仲裁機構理事(現在)

令和2年(2020年)1月から日本スポーツ法学会副会長(現在)

令和2年(2020年)6月から一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センター会長(現在)

令和3年(2021年)6月から公益財団法人日本パラスポーツ協会監事(現在)

基調報告

Canada's new Abuse-Free Sport Program

Marie-Claude Asselin氏 (CEO, Sport Dispute Resolution Centre of Canada)



Marie-Claude is the Chief Executive Officer of the Sport Dispute Resolution Centre of Canada (SDRCC) since 2007. She studied in Physical Activity Sciences, in Sociology and in Conflict Management. She previously worked as Manager of Education at the World Anti-Doping Agency and held responsibilities in Games management, high performance services and athlete services at the Canadian Olympic Committee.

Under her leadership, the SDRCC launched the Canadian Sport Helpline, a listening and referral service for sport participants experiencing or witnessing abuse, harassment or discrimination. Marie-Claude also led the creation of an Investigation Unit, providing sport organizations access to independent and qualified investigators to address harassment and abuse complaints. In 2021, further to a public call for proposals, the SDRCC was granted the mandate by the Government of Canada to implement a national independent mechanism to prevent and address harassment and abuse in sport. Canada's new Abuse-Free Sport program began its operations on June 20, 2022.

個別報告

IOCセーフガーディングオフィサー制度と今後の展望について

鈴木 和馬氏（公益財団法人日本オリンピック委員会強化部／IOCセーフガーディングオフィサー）



Loughborough大学院（スポーツマネジメント専攻）卒業後、2016年4月よりJOC強化部に勤務し、競技力向上事業や各種認定事業（強化指定選手、アスリート助成等）、選手強化中長期プロジェクト等の業務を担当。2018年4月からスタートしたインテグリティ教育事業では、強化指定選手への研修会をはじめとする教育プログラムの企画・催行等、事務局担当として従事。また、オリンピック（リオ・平昌・東京・北京）をはじめとするJOC派遣の国際総合競技大会（ユースオリンピック、ワールドユニバーシティゲームズ等）へ選手団本部員として帯同。

個別報告

事例報告—NFとしての取り組み

今井 純子氏（公益財団法人日本サッカー協会 リスペクト・フェアプレー委員長）



学生時代より、サッカー協会の仕事をサポートし、2002年よりJFA所属。育成、指導者養成、普及等、サッカーの技術全般に携わってきた。現在は女子サッカーを中心に活動。

2009年よりJFAにリスペクト・フェアプレー委員会が発足し、当初よりリスペクトの啓発活動に携わって来た。2013年より暴力・暴言の根絶への取り組みをあらためて開始。海外事例を参照しつつ取り組み現在に至る。

個別報告

S.C.P Japanが取り組むスポーツにおけるセーフガーディング実現に向けた取り組み

井上由惟子氏（一般社団法人S.C.P Japan 共同代表）



2006年からジェフユナイテッド千葉レディースに所属しなでこリーグでプレー。2007年にU-16日本女子代表に選出され、AFC U-16 女子選手権準優勝に貢献。2008年FIFA U-17女子ワールドカップ出場、2009年 AFC U-19 女子選手権優勝を果たす。2011年シーズンを終了後ジェフユナイテッド千葉レディースを退団。

2012年はアメリカのニューヨークマジックでプレーし、同シーズン終了後21歳で選手生活を引退した。その後、青年海外協力隊としてブータンで2年間体育教員をし、帰国後2017年からは日本サッカー協会（JFAこころのプロジェクト）で勤務。2019年に筑波大学大学院に入学し、スポーツ国際開発学を学びながら、スポーツを通じたダイバーシティ&インクルージョンについて実践及び研究を行っている。2019年からはバルサ財団の日本プロジェクトのコーディネーターとしても活動。



イントロダクション講演を行う伊東卓氏



IOC セーフガーディングオフィサーについて話す鈴木和馬氏



NF としての取り組みについて話す今井純子氏



S.C.P.Japan のセーフガーディングの取り組みを話す井上由惟子氏



パネルディスカッションの様子



パネルディスカッションの司会を務める杉山翔一氏

はじめのご挨拶

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 機構長 山本 和彦

日本スポーツ仲裁機構 機構長、山本和彦と申します。

日ごろより、当機構の諸事業にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

第19回目を迎える本日のスポーツ仲裁シンポジウムでは、『セーフスポーツ実現のための相談・紛争解決機関の役割』をテーマに、開催します。

近年、諸外国の中には、当該国のスポーツ仲裁機関が暴力・ハラスメント事案を取り扱う制度を構築し、暴力・ハラスメント事案を積極的に取り扱っている国があります。当機構においても、直近、2020年度、2021年度、2022年度は暴力・ハラスメントに関するスポーツ仲裁事案が生じており、件数の増加を感じています。

また、国内外の競技団体などの中には、暴力・ハラスメントを防止する環境づくりに積極的に取り組んでいる団体もあります。

そこで、本シンポジウムでは、海外スポーツ仲裁機関の取り組みとして、カナダのスポーツ仲裁機関の取り組みをご紹介いただくと共に、

国内で活動している競技団体の最新の取り組みをご紹介いただき、スポーツにおける暴力・ハラスメントをなくす上で、スポーツ仲裁機関や各競技団体の相談窓口その他の制度が果たす役割について改めて検討します。

過去2年、新型コロナウイルスの関係で、シンポジウムを完全オンライン型で実施してきたところ、今年度は、当機構として初めて会場をオンラインでつないだハイブリッド型で開催します。ご不便もあるかと存じますが、何卒ご理解いただければ幸いです。

最後になりますが、本事業に助成をいただきました独立行政法人日本スポーツ振興センター、本シンポジウムに協賛いただきます、公益財団法人ミズノスポーツ振興財団及び株式会社デサントジャパン、及び各後援団体にも厚く御礼を申し上げます。本日のシンポジウムが先述の趣旨に鑑みて、有意義なものになることを祈念しています。

以上をもちまして主催者を代表して、ご挨拶とさせていただきます。

セーフスポーツ実現のための 国内外の相談・紛争解決機関の現状

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 執行理事 伊東 卓

1. 序論

本日は、当機構の主催する第19回スポーツ仲裁シンポジウム「セーフスポーツ実現のための相談・紛争解決機関の役割」にご参加いただき、誠にありがとうございます。公益財団法人日本スポーツ仲裁機構執行理事の伊東卓と申します。

この後、様々な知見や経験を有するパネリストの皆さまに、本日のテーマについてご議論いただきますが、私の方からは、議論の前提として、

- ①暴力・ハラスメントの問題をめぐる日本の現状
- ②暴力・ハラスメントの問題をめぐる海外の現状

③スポーツ仲裁機関、競技団体が行っている新しい取り組み

について簡単にご報告し、パネリストの皆さまや参加者の皆さまと、共通の認識をもった上で、この後の報告や議論に移らせていただきたいと思います。

2. 暴力・ハラスメントの問題をめぐる日本の現状

(1) わが国のスポーツ政策の現状について

スポーツ指導における暴力・ハラスメントスポーツ指導における暴力・ハラスメントの問題は、わが国のスポーツ界にとって、解決しなければならない課題の一つです。

参加者の皆様も承知されている通り、わが国では、2013年、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会（当時の名称。現在は日本スポーツ協会）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（当時の名称。現在は日本パラスポーツ協会）、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟が「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択し、その後、多くの競技団体が、相談窓口を設置したり、倫理規程を定めたりするなど、スポーツ指導における暴力・ハラスメントの根絶に向けた制度作りを進めてきました。

競技団体の外の独立機関の取り組みとしては、独立行政法人日本スポーツ振興センター内にはトップアスリートのための暴力相談窓口が上げられます。2013年5月、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の改正により、日本スポーツ振興センターの業務に「スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務」が加えられ（第15条1項6号）¹、2014年1月より日本スポーツ振興センター内に「トップアスリートのための暴力相談窓口」が設置されました²。

2017年4月にスタートした第2期のスポーツ基本計画の中でも、暴力やハラスメントは、スポーツのインテグリティを脅かす根絶すべき問題であることが明確に謳われました。

今年度4月にスタートした第3期スポーツ基本計画の中でも、「スポーツ分野におけるあら

ゆる暴力・不適切指導等の根絶を図る」ことが施策目標として謳われています。

(2) なくならない暴力・ハラスメント事案

しかし、スポーツ指導における暴力・ハラスメントは依然なくならない問題です。

2020年7月、国際人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチが日本のスポーツにおける体罰に関するレポートを公表しました³。ヒューマン・ライツ・ウォッチが行った調査によれば、25歳未満のオンラインアンケート回答者381人のうち、暴力を経験したことがあると回答した人は19%、暴言を経験したことがあると回答した人は18%、怪我をしている中練習を強制されたと回答した人が22%でした⁴。このレポートは、2013年以降も、未だにわが国のスポーツ現場で暴力・暴言が行われていることを明らかにしたといえます。

当機構においても、指導中の暴力・ハラスメント事案を理由として、競技団体から注意や資格停止などの処分を受けた指導者等が、これらの処分の内容が不服であるとして、処分の取消しを求める仲裁事案が増えてきています。過去19年の中では、2016年に1件、2017年に1件と連続して事案が生じた年が一度あったものの、指導中の暴力・ハラスメントに関連する仲裁事案がない年の方が多い状況でした⁵。ところが、2020年度からの直近3年間の公表された仲裁判断をみると、

2020年度：「2」件

(JSAA-AP-2020-001、JSAA-AP-2020-003)

2021年度：「1」件

(JSAA-AP-2021-008)

2022年度：「2」件

(JSAA-AP-2022-003、JSAA-AP-2022-014)

と3年連続、指導者等が暴力・ハラスメントを理由とする処分の取消しを求める仲裁事案が係属しています。このことは、各競技団体において、暴力・ハラスメント事案に対応する場面が増えてきており、暴力・ハラスメント事案への対応が競技団体・指導者等の両方にとっていかに難しいかを表しているといえます。

(3) 小括

スポーツ庁も相談窓口の一覧を公表し、相談窓口間の連携を図ったり、各競技団体の相談窓口も利用しやすいような工夫を重ねるなど、スポーツ界の各ステークホルダーは努力を続けてきているものの、昨今の報道等を見る限り、スポーツにおける暴力・暴言は、依然解決しなければならない重要な課題です。昨年12月に、社会的にも大きく注目された、大阪府立桜ノ宮高校のバスケットボール部員が指導者の暴力を苦に自殺した痛ましい事件から10年を迎えた中、わが国のスポーツ界が、暴力・ハラスメントの問題にどう対応するかが問われているといえます。

また、当機構としても、そのような社会情勢を踏まえて、暴力・ハラスメント事案に対応するためにどのような制度を発展させていくべきかが、問われているといえます。

3. 暴力・ハラスメントの問題をめぐる海外の現状

(1) 導入

昨年度、当機構は、スポーツ庁より、スポーツ・インテグリティ推進事業：海外でのスポーツ指導における暴力に関する調査事業を受託し、アメリカ、イギリス、オーストラリア、そして、本日も報告を頂くカナダの4か国を中心に、諸外国のスポーツ指導における暴力・ハラスメントをめぐる制度について、調査をしました。

そこで、以下では、当該事業において調査した、4か国の暴力・ハラスメントをめぐる制度の状況を紹介します。

(2) アメリカ

アメリカでは、米国体操界での性的虐待問題を受け、2017年3月に、民間団体として、虐待の問題を取り扱う「米国セーフスポーツセンター（USCenterforSafeSport）」が設立されました。

その後、2018年に、スポーツ指導における虐待防止のための法律として、『(2017年)若年被害者の性的虐待からの保護及びセーフスポーツ授権法』⁶が施行され、この法律によって、

米国オリンピック・パラリンピック委員会に所属する競技者に対して行われる暴力・ハラスメントに関しては、米国セーフスポーツセンターが取り扱う権限が法律上で規定されることになりました。特に、性的虐待・ハラスメントに関しては、専門的な知見やスキルをもつ人員を備えるセーフスポーツセンターが、専横的に扱う、つまり、それを唯一扱える機関として存在することになりました。

米国セーフスポーツセンターは、秘密厳守の原則の下、オンラインフォーム又は電話の方法で相談を受け付けており、匿名でも相談を受け付けています。調査では、設立年に「281件」だった相談件数は、2020年には「2300件」まで増えていることが確認できました⁷。

(3) イギリス

イギリスは、伝統的に、子ども保護、チャイルドプロテクションの考え方が普及している国です。

昨年度の調査の結果では、イギリスは、米国のような一つの第三者機関が暴力・ハラスメントを専門的に扱うというわけではなく、各競技団体が、コーチ協会（UKCoaching）や、虐待防止協会（NationalSocietyforthePreventionofCrueiltytoChildren）などの専門的知見を活用することで、それぞれで虐待防止のための仕組み作りを発展させている、という印象でした。

もっとも、昨年度事業終了後の2022年5月からは、UKスポーツなどが資金を拠出する形で、イギリスのスポーツ仲裁機関であるスポーツ・レゾリューションズ（SportResolutions）が、『スポーツ・インテグリティ（SportIntegrity）』という3年間のパイロットプログラムを開始しました。これにより、このサービスの管轄を認めている競技団体のトップアスリートは、スポーツ・レゾリューションズに対し、同団体が雇用している独立のインハウス調査員に暴力・ハラスメントの調査を依頼することができるようになりました。調査の結果、問題であるということであれば、スポーツ・レゾリューションズは、競技団体に対し、暴力・ハラスメントを行った指導者等の処分案を勧告します。このプ

ログラムは、日本でいえば、上述の日本スポーツ振興センターの『トップアスリートのための暴力・ハラスメント相談窓口』に類似している制度といえます。

先月、UK スポーツは、UK スポーツから助成金を受ける競技団体は、このプログラムの管轄を義務的に認める政策を採用することを公表しましたので、今後、イギリスでも、統一的な仕組みが整えられていく可能性があります。

(4) オーストラリア

オーストラリアでは、従前は、ドーピングや八百長、スポーツ指導中の虐待などのインテグリティに関する問題については、オーストラリア・スポーツ・アンチドーピング機構（Australian Sport Anti-Doping Authority）、ナショナル・インテグリティ・オブ・スポーツ・ユニット（National Integrity of Sport Unit）、オーストラリア・スポーツコミッションの機関の一つであったスポーツ・オーストラリア（Sport Australia）という3つの団体・機関がそれぞれ扱っている状況でした。

2020年に、これらの団体・機関が統合され、スポーツ指導中の虐待の防止を含むインテグリティ全般の問題を取り扱う機関として、スポーツ・インテグリティ・オーストラリア（Sport Integrity Australia）が設立されました。この団体の設立により、希望する競技団体は、暴力・ハラスメント事案の相談・調査・対応について、スポーツ・インテグリティ・オーストラリアに対応を任せられることになりました。2021年度の調査当時は、まだ制度が始まったばかりで、スポーツ・インテグリティ・オーストラリアのプログラムを採択している団体は、2022年3月現在17団体でしたが、現在ではさらに採択団体が増え、81の団体が採択していました⁸。

(5) カナダ

カナダでは、2019年に、スポーツにおける虐待等防止に関する全国的な行為規範を作ることが議論され、カナダスポーツ倫理センター（Canadian Centre for Ethics in Sport）が専門機関・専門家の助力を得て、『スポーツにおけるマルト

リートメントの防止と対処に関する統一コード（Universal Code of Conduct to Prevent and Address Maltreatment in Sport）』を策定しました。この統一コードは、日本の競技団体で言えば、倫理規程と同一の位置づけにある規程です。

カナダ政府は、2021年4月から、この『統一コード』を採用することを、競技団体が政府からの資金援助を受けるための条件にしています。この結果、カナダでは、競技団体の間で、何を虐待・ハラスメントとみなすか、虐待・ハラスメントがあった場合にどのような制裁を課すかなどについて、同一の仕組みが運用されています。

4. スポーツ仲裁機関、競技団体が行っている新しい取り組み

ここまで、日本と海外の4か国の状況を簡単に説明してきましたが、今回のシンポジウムでは、さらに紹介したい新しい取り組みがあります。

(1) カナダ

カナダについては、当機構の昨年調査終了後、2022年6月から、カナダのスポーツ仲裁機関である「カナダスポーツ紛争解決センター」（Sport Dispute Resolution Centre of Canada）において、「アビューズ・フリー・スポーツ・プログラム（Abuse Free Sport Program）」のサービスが始まりました。このサービスは、相談受付、被害者支援、事案の調査、加害者の制裁といった機能を担うものです。

その詳細については、本日の基調講演の中で、同センターCEOのマリー・クロード・アスラン（Marie-Claude Asselin）様にご紹介いただきます。

(2) IOC

国際オリンピック委員会は、2021年9月に『IOC Certificate: Safeguarding Officer in Sport』という資格認証コースを創設し、昨年5月にその第1期が終了しました。セーフガーディング・オフィサーは、団体内の暴力・ハラスメントの通報に対応する制度構築についてアドバイスすることなどを役割とする専門職です。

IOC が公表している『オリンピックアジェンダ 2020+5』の中では、各団体が、組織内に認証を取得したセーフガーディング・オフィサーを設置することを奨励しています。

セーフガーディング・オフィサー制度の詳細については、本日、セーフガーディング・オフィサーの IOC 認証を実際に取得された、公益財団法人日本オリンピック委員会強化部所属の鈴木和馬様にご紹介いただきます。

(3) FIFA/JFA

サッカー界は、国際的にみても、子どものセーフガーディングのための活動を積極的に行っています。

国際サッカー連盟は、子ども保護のためのプログラム実施のために、各国協会が使用できるツールキット「FIFAGuardians」を公表しています。本日講演を賜る公益財団法人日本サッカー協会様も、リスペクト・フェアプレー委員会を中心に、ウェルフェアオフィサー制度の実施やシンポジウム等の活動を活発に行っています。

本日は、日本サッカー協会の NF としての活動事例について、リスペクト・フェアプレー委員会の委員長を務める今井純子様にご報告いただきます。

(4) 一般社団法人 S.C.P.Japan

競技団体以外でも、積極的な活動を行っている団体も増えてきています。

本日講演を賜る一般社団法人 S.C.P.Japan は、「一人ひとりが自分らしく歩んでいける未来をつくる」をビジョンに、スポーツを通じてインクルーシブな社会の実現を目指して活動されている団体です。

現在、S.C.P.Japan は、スポーツ現場のスタッフ・コーチなどに向けたセーフガーディングの研修プログラムを開発し、現場での研修を実施

されており、競技団体の皆様としても、大変参考になるところがあると思います。

5. 結語

駆け足になりましたが、本日のテーマに関係して、セーフスポーツ実現のための国内外の相談・紛争解決機関の現状を中心に、お話しさせていただきました。

本日は、この後、海外からのゲストを含むパネリストの皆さまにより、スポーツ仲裁機関、競技団体といったスポーツ界のステークホルダーがそれぞれの立場からどのような取り組みを行うべきかについて、国際的な視点も踏まえて、ご報告、ご議論いただきます。

以上で、イントロダクションを終えさせていただきます。ありがとうございました。

¹ e GOV 法令検索 (online) 平成十四年法律第百六十二号 独立行政法人日本スポーツ振興センター法、<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000162> 2023 年 3 月 14 日最終閲覧)

² 独立行政法人日本スポーツ振興センター (online) トップアスリートのための暴力・ハラスメント相談窓口、<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyomu/tabid/517/Default.aspx> (2023 年 3 月 14 日最終閲覧)

³ Human Rights Watch (2020) 「数えきれないほど叩かれて」日本のスポーツにおける子どもの虐待、https://www.hrw.org/sites/default/files/media_2020/07/japan0720jp_web.pdf

⁴ 同上

⁵ JSAA-AP-2016-006 (柔道)、JSAA-AP-2017-001 (ハンドボール)

⁶ Protecting Young Victims from Sexual Abuse and Safe Sport Authorization Act of 2017

⁷ 281 件 (2017 年)、1848 件 (2018 年)、2770 件 (2019 年)、2300 件 (2020 年)

⁸ <https://www.sportintegrity.gov.au/what-we-do/national-integrity-framework/sports-signed-national-integrity-framework>

Canada's new Abuse-Free Sport Program

カナダスポーツ紛争解決センター CEO マリー＝クロード・アスラン

(1) イントロダクション

私は、カナダスポーツ紛争解決センター (Sport Dispute Resolution Centre of Canada. 以下「SDRCC」) のCEOのマリー＝クロード・アスランと申します。

この数カ月間で、SDRCCがカナダで構築してきた、セーフスポーツを実現するためのプログラム「Abuse Free Sport Program (アビューズ・フリー・スポーツ・プログラム)」を紹介させていただきます。様々な構成要素をもっているこのプログラムの内容を紹介すると共に、SDRCCがどのようにしてカナダで、セーフスポーツを実現しようとしているのかについて紹介したいと思います。

そこで、以下では、「アビューズ・フリー・スポーツ・プログラム」に関連し、①歴史的経緯、②プログラムをゼロから作り上げたこと、③行うことすべての指針となるバリューや指導原則、④プログラムのさまざまな構成要素、⑤今日までに得られた課題や教訓の順で、お話しをしたいと思います。

(2) 歴史的経緯

ア 2004年 カナダスポーツ紛争解決センターの設立

SDRCCは2004年に設立された団体です。SDRCCは、セーフスポーツの問題に取り組む以前から、スポーツ界において仲裁や調停のサービスを提供してきました。SDRCCは、スポーツコミュニティに対し、スポーツ紛争に関する国内の裁判外紛争解決サービスを提供すると共に、裁判外紛争解決についての知見と支援を提供するために設立されました。

SDRCCの案件のほとんどは、代表選考や代表チーム選手の出場資格、アスリートに対する助成金、不利益処分などに関するものです。また、SDRCCは、カナダのドーピング仲

裁廷を担っています。加えて、SDRCCは、予防と教育のプログラムやイニシアチブを提供することを目的とするリソースセンターも運営しています。さらに、SDRCCは、スポーツ界の紛争を抑止し、発生した紛争が深刻なものになる前にインフォーマルに解決できるよう、多くの公表資料を作成してきました。また、SDRCCは、これらの公表資料を通じて、スポーツ界に対してワークショップの開催やポリシーサポートを提供してきました。

イ セーフスポーツ環境の構築に向けた取り組み

SDRCCは、過去数年にわたり、「スポーツがより安全なものになるようにスポーツ界に対し貢献したい」と積極的に考えていました。実際、2016年に策定した戦略計画では、セーフスポーツ環境の構築のためのスポーツコミュニティの支援に取り組み始めました。そして、カナダにスポーツオンブズオフィスを作る可能性を検討するワーキンググループを立ち上げました。物事がより具体的になったのは、元コーチから性的虐待の被害を受けたナショナルチームの元アスリートたちが、変化をもたらすために、①統一的な行為規範、②独立した苦情の報告及び管理、③より良い予防のための教育などを求めた2018年のことでした。

これを受け、SDRCCは、「インベスティゲーションユニット」の設置に取り組みました。これは、パイロットプロジェクトで、スポーツ団体が、SDRCCによって事前に審査され、教育された、調査に関する専門知識とスポーツ団体から独立した資格を持つ調査官のリストにアクセスできるようにするものでした。さらに、SDRCCは、2019年、スポーツ大臣に苦情を取り扱うシステムに関する提案をしました。このSDRCCからの提案を受け、カ

ナダ政府は、全国的なヘルプラインを設置することを決定しました。そこで、SDRCCは、同年に、「カナディアン・スポーツ・ヘルプライン」を開始しました。

「スポーツにおけるマルトリートメントの防止と対処に関する統一コード」は、カナダスポーツ倫理センターによって、2019年に作成されました。SDRCCは、作成の際の協議プロセスで実質的な貢献をしました。

2020年、SDRCCは、2つのパイロットプロジェクトの評価を行いました。また、SDRCCには、調停申立ての形で多くのセーフスポーツに関する案件が寄せられるようになりました。その多くは、ハラスメントや虐待の紛争であり、和解によるこれらの解決が高い割合で実現されました。

SDRCCは、2021年、セーフガーディング仲裁廷を設置しました。この仲裁廷は、チャイルドプロテクション、人権、刑法、職場のハラスメントに精通した仲裁人名簿を提供するものです。また、この仲裁廷の規則は、被害者や弱い立場の証人が証言をする際に、これらの人を守るためのルールを含んでいます。

私たちは、これらの成果をととても誇りに思っています。

(3) ゼロからの構築

ア 2019 — 支援者

カナダには、スポーツシステムの状況を改善するために共同で活動している多くの組織があり、2019年頃からは、セーフスポーツの発展に積極的に協力する支援者が現れるようになりました。

まず、カナダコーチング協会です。同協会は、すべての州を含むカナダ全土で地域協議を開催しました。同協会は、オンライン・スポーツ・モジュールを作成し、カナダのスポーツ界全体が、ナショナルコーチング認証プログラムを無料で利用できるようにしました。

アスリートカナダは、カナダにおけるアスリートの権利を擁護する団体です。アスリートカナダは、ナショナルチームのアスリートに対して、虐待に関するアンケートを行いました。

そのアンケート結果は、独立したメカニズムの勧告を策定する上で非常に役立ちました。

上記のとおり、カナダスポーツ倫理センターは、「スポーツにおけるマルトリートメントの防止と対処に関する統一コード」の第一版を起草しました。

イ 2021年7月6日 政府の発表

カナダ政府がカナダでセーフスポーツメカニズムを実施する責任を負う組織の公募を行ったとき、SDRCCはすでに相当の専門知識を蓄積していました。そして、公募の結果、SDRCCがセーフスポーツメカニズムを提供する主体として選ばれ、独立したメカニズムを構築し、提供することになりました。

私たちはこのことを非常に誇りに思っています。スポーツ大臣のステートメントは、SDRCCのことを、任された役割を行うための専門的知識と経験、提供する準備が整っていると述べています。この独立メカニズムは、効果的で信頼できる独立メカニズムを構築するための安定した基盤を提供するものです。

(4) バリューと指導原則

この仕組みを構築するにあたり、私たちが採用したバリューがあります。

① 「インテグリティ」

私たちは、世間の最も厳しい目を受けているつもりで行動したいと思っています。これは、非常に厳格で透明なポリシー、手順、プロトコルによって実現されます。

② 「公平性」

私たちは、スポーツ界のいかなる影響からも独立して、公平で客観的な結論と勧告を導き出したいと考えています。

③ 「秘密保持」

私たちは、スポーツインテグリティコミッション室の方針、手続、法的報告義務の対象として、任務の遂行中に得たいかなる情報の秘密を保護したいと考えています。

私たちの守秘義務規定は、被害者の口を塞ぐためのものではありません。SDRCCがプログラムを策定する際、現役のアスリートたちは、自分たちの秘密を守ってほしい、匿名での報告も可能にしてほしいという希望を述べていました。そこで、私たちは、苦情申立てに関与した人が、この手続に参加することで得た情報を公にできないように、この守秘義務規定を設計しました。

私たちは、すべての人が自分の身に起きたことや個人的な生活体験について話す権利があることを認識しています。しかし、自分の身元が公にされることを恐れて名乗り出ることができない目撃者やその他の人々のプライバシーを尊重する方法で、それを行わなければなりません。

④「人を尊重すること」

私たちは人を尊重するという原則を採用しています。すべての人に思いやり、尊敬、尊厳、公正さをもって接したいと思っています。

⑤「手続的な卓越性」

キーとなる原則は、インテグリティコミッション室の権限の下で行われるすべての手続と調査の実施の指針となります。

i トラウマインフォームド

私たちの手続や調査を実施する際の指針となる重要な原則は、トラウマを考慮した上で行うことです。つまり、トラウマが心理的、感情的、身体的にどのように個人に影響を与えるかを理解し、安全で尊重された慣行を使って、トラウマの再発を防止することが求められます。

ii 手続の公平性

手続がすべての当事者に対し手続的公平と自然的正義の原則を採用したものであること、手続に利益相反がなく、偏っているという印象を与えないことを保証したいと考えています。

iii 適時性

適時性は、非常に重要です。手続は不当に遅れることなく実施することが求められます。

iv 機密保持とプライバシーの保護

手続を通じて機密を保持し、また、当事

者および証人は、報告義務を負うべき規則および手続を理解していることを保証したいと考えています。

v 立証の程度

立証の程度は、証拠の優越の程度 (balance of probability) ですが、これは刑事裁判の基準よりも低いものです。

(5) プログラムの構成要素

① SDRCC の従来の部門

私たちは、「アビュース・フリー・スポーツ・プログラム」をしっかりとした基盤の上に構築しています。

SDRCCは、セーフスポーツプログラムを実施する以前である、約20年前から、紛争予防と紛争解決のサービスを提供しています。このSDRCCに新たな構成要素が加わりました。SDRCCの予防と教育プログラムにとって重要なことは、長期的な文化の変革に影響を与えることです。過去には、スポーツ団体が紛争を防ぐために、より良いポリシーを採用し、過去の事例から学んだことを実行に移すという変化が見られました。

また、スポーツ界が紛争を解決するために、調停に関与することに前向きになっていることも見てきました。SDRCCは、調停をスポーツ団体とそのメンバーの関係を維持し、尊敬の念を抱かせる非常に前向きな方法だと考えています。SDRCCで提供していた対応やサービスは、スポーツに特化したものでしたので、セーフスポーツを使命とすることは自然な流れでした。

SDRCCの手続には、手続的公正と自然的正義という非常に強い原則がすでに組み込まれており、適切な場合にインフォーマルな解決に重点を置いていました。しかし、それまでは、スポーツ団体が行った決定に対する上訴のメカニズムとして機能するように設計されていました。これには、スポーツ団体で適切な規律手続が行われているはずだという前提がありました。しかし、現実には必ずしもそうではありませんでした。多くの虐待事案が、これらを適切に扱うための専門性を有していないボランティアやスポーツ管理者によって、ス

キャンダルを避けるために隠蔽されたり、無視されたりしていました。

②スポーツ・インテグリティ・コミッショナー室

スポーツシステムにおける他の問題や紛争に対処するために設計された既存のフレームワークに加えて、SDRCC内に第3の部門を設け、苦情が直接スポーツ・インテグリティ・コミッショナー室に届くようにしました。

スポーツ・インテグリティ・コミッショナー室は、苦情受付、トリアージ、事前評価を行い、適切な場合インフォーマルな解決や調停に委ねます。また、必要な場合には、同室は、スポーツに参加する者を保護するために、暫定措置を推奨します。

また、スポーツ・インテグリティ・コミッショナー室は、調査員を任命し、制裁措置の登録簿を管理し、スポーツ環境評価を実施して、虐待の発生原因や適切に対処されなかったシステム的問題を調査することもできます。

SDRCCの既存の部門は、「アビューズ・フリー・スポーツ・プログラム」をサポートするために拡張されました。リソースセンターには、セーフスポーツ教育の認証プログラムが追加されました。また、被害者のためのメンタルヘルスのサポートや、これらの手続に携わる当事者のためのリーガルエイドプログラムも追加されました。また、セーフスポーツ研究助成プログラムを新たに用意しました。

さらに、虐待のケースに特化した調停人の名簿を作成し、これらの非常に繊細な問題に対処するための特別なトレーニングを行いました。2021年に創設されたセーフガーディング仲裁廷に加えて、セーフガーディング仲裁廷の決定からの上訴を可能にする部門も新たに設置しました。

③制裁・結果ディレクター

また、苦情処理プロセスにおいて、スポーツ参加者を保護するために、独立した専門家が結果を課したり、苦情処理の手続の間に暫定措置を課したりするために、外部部門として「制裁・結果ディレクター」が設置されました。制裁・結果ディレクターは、独立の調査官の報

告書に基づいて、スポーツにおける虐待を防止し、対処するための統一コードの違反を決定します。そして、「制裁・結果ディレクター」は、その決定が関係者からの上訴を受けた場合、「アビューズ・フリー・スポーツ・プログラム」を代表することになり、必要に応じてセーフガーディング仲裁廷に出頭することになります。このモデルでは、事実認定を調査員に委ね、審問の場での虐待やハラスメントの証明を「制裁・結果ディレクター」に委ねることで、被害者の負担を軽減することを狙っています。被害者は証人として手続に参加することはできませんが、立証責任を負うことはありません。

④各部門の独立性

スポーツ・インテグリティ・コミッショナーは、CEOである私から機能的に独立しています。私は、コミッショナーに仕事の仕方を指示することはありません。私は、コミッショナーが職務を遂行するためにすべての必要なリソースを確保するために存在します。しかし、私たちはそれぞれ別の役割を担っています。また、制裁・結果ディレクターも、SDRCCから機能的に独立しています。

(6) 課題と教訓

これまでの課題としては次のものを挙げることができます。

①カナダの複雑なスポーツシステム

カナダではスポーツシステムが非常に複雑なため、プログラムを構築する上で、いくつかの課題に直面しました。スポーツは、カナダ国内の13の州と領域で共有されている責任です。スポーツは、学校や大学でも行われています。スポーツ連盟の管轄外のスポーツは、民間のスポーツクラブやリーグで行われ、国のスポーツ組織からの監督なしに独立して運営されています。そのため、非常に細分化されたスポーツシステムになっており、サービスを一元化することが難しいです。

②歴史的な虐待スキャンダルが同時に明るみ

になっていること

歴史的な虐待のスクランダルをめぐる多くの情報が同時に公開されています。そのため、これらを早く解決する必要があるというプレッシャーが一部のスポーツ関係者だけでなく一般の人々からも上がっています。カナダでは、このテーマに関心のある議会の委員会や国家的な公開質問を求める声が上がっています。

SDRCCとしては、できるだけ早く行わなければならないという緊急性とそれを確実に行うということのバランスをうまく取ろうとしています。

③スポーツ団体による受け入れの遅さ

スポーツ団体による取り組みが遅れていることも事実です。

「アビューズ・フリー・スポーツ・プログラム」の管轄は、スポーツ団体との契約に基づいています。SDRCCはカナダのスポーツ団体に対する権限を自動的に持っているわけではないのです。SDRCCが管轄をもつためには、スポーツ団体はSDRCCと協定を結ばなければなりません。また、スポーツに参加する者に、適用されるルールに同意する旨の署名をしてもらわなければなりません。そのため、プログラムを効果的にするために、これらすべての実装に遅れが生じているのです。

いくつかの反発もありました。一部のスポーツやスポーツ指導者は、セーフスポーツに関する決定を行う権限を手放し、独立した機関に委ねることに対する懸念を抱いています。

④誤った情報

私たちは多くの誤った情報に直面しています。その多くはソーシャルメディアからもたらされたものです。人々の理解不足もあり、時にはプログラムを理解しにくくさせる、法律用語や専門用語が多いようです。一般の人たちがスポーツの構造について誤解しているようです。歴史的な事件の被害者の声は圧倒的ですが、現役のアスリートはまったく違った懸念を示しています。

そのため、私たちはコミュニケーションの

方法を改善し、誤った情報に対抗するために、確実に取り組んでいくつもりです。

⑤《飛行機を飛ばしながら構築する》

私たちは、“飛行機を飛ばしながら構築する”という表現を使っています。

2022年4月、スポーツ担当大臣が、このプログラムを同年春の終わりまでに立ち上げることを発表しました。これによって、SDRCCは一気に活動しなければなりません。6月20日までにプログラムを稼働させるために、SDRCCは非常に迅速に、適合する必要がありました。関連規則の確定版は最初に完成させましたが、これを定期的に見直し、適切かどうかを確認し、環境の変化に適応するために必要であれば変更する、という作業を続けています。

また、集中的な採用活動を行いました。6人だったフルタイムスタッフは、設立1年で20人を超えました。ニーズや優先順位の変化に対応するために、当初長期計画の一部であったスポーツ環境評価を、短期の期間で実施することにしました。しかし、カナダの状況や歴史的な虐待が明るみになることによって、スポーツシステムの弱点が明らかになり、私たちが予期していたよりも早く対処する必要のあるシステム的な問題が明らかになりました。これは、私たちがどのようにプレッシャーに適応してきたかを示す一例です。

これまで学んできたことは、次のとおりです。

①高度な期待を管理すること

私たちは非常に大きな期待に直面しています。政治的な圧力があり、世間からの監視があり、被害者を擁護する者の声が、ソーシャルメディアや主流メディアにも非常に多く存在しています。彼らは私たちに大きなプレッシャーをかけてきますが、それは私たちのパフォーマンスを向上させるので、良いことです。

②適切なチームを構築すること

私たちは、適切なチームを作ることの重要性を認識しています。私たちは非常に幸運な

ことに、このような素晴らしい人材をチームに惹きつけることができました。このような優秀な人材に頼れるようになったことは、私たちのプログラムの大きな財産であることは間違いありません。

③ジャーナリストを教育すること

ジャーナリストを教育することは重要であり、彼らを遠ざけることはできません。多くの人は、ジャーナリストと話すのを嫌がっています。しかし、彼らが問題を理解すれば、しばしばソーシャルメディアに流れる誤った情報に対抗することができると思います。

④当局からの確固とした支援を得ること

私たちは、私たちのすべての努力を非常によくサポートしてくれるスポーツ担当大臣にとっても恵まれています。

⑤アスリートの声を聞くこと！

私たちは、システムを作る上で、すべての委員会において、アスリートの声を取り入れました。アスリートは、スポーツに内在する力の不均衡の影響を受ける参加者なのです。ですから、私たちは、計画のすべてのレベル

でアスリートの声を取り入れられるようにする必要があります。そして、SDRCC がアスリートを保護するための手続を提供することを確実にする必要があります。

⑥最終目標を中心に据えること：大きな変化には時間がかかる

最終的なゴールに焦点を当てることが重要です。私たちが行っていることを過小評価し、認めようとしない人たちと戦うことに時間とエネルギーを費やすのは簡単なことでしょう。もちろん、私たちは彼らの意見に耳を傾け、彼らの懸念に対応するために関連規則や手続を継続的に改善しています。しかし、私たちは正しい方向に進み続け、散漫にならず、最終目標を見つめていく必要があります。私たちは、自分たちに対して忍耐強くなければなりません。

(7) おわりに

「アビューズ・フリー・スポーツ・プログラム」の歴史は浅いですが、SDRCC がこれまで達成したことをとても誇りに思っています。質問があれば、ぜひお受けしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

IOC セーフガーディングオフィサー制度と今後の展望について

個別報告

公益財団法人日本オリンピック委員会強化部 IOC セーフガーディングオフィサー 鈴木 和馬

(1) イントロダクション

JOC 強化部の鈴木和馬と申します。本日はよろしくお願いいたします。IOC セーフガーディングオフィサー制度と今後の展望についてお話をさせていただきます。

本日はまず、IOC のこの新たな取り組みが始まった背景だったり、JOC として私自身がなぜプログラムを受けるに至ったかについてお話をします。

2点目として、このプログラムの概要についてお話しいたします。

最後に3点目として、今後の展望についてお話をさせていただきます。

(2) プログラムの受講までについて

A 自己紹介

プログラムの受講までを簡単な自己紹介も含めてお話しします。

私のバックグラウンドとしては、早稲田大学のスポーツ科学部でスポーツビジネスを専攻し、その後ラフバラー大学修士のスポーツマネジメントのコースに行きました。インテグリティやセーフガーディングを専門として専攻していたわけではありませんが、スポーツに関わって参りました。

その後、2016年4月に新卒でJOCに入社し、強化部に配属されました。

イ JOC における取り組み

冒頭の伊東様のご説明にもありましたが、2013年の4月に暴力行為根絶宣言が出され、その年度の9月にJOC選手強化本部のスローガンとして、『人間力なくして競技力向上なし』を掲げて、ここまで取り組みを進めて参りました。

2016年12月にオリンピック強化指定選手研修会という記載がありますが、根絶宣言を受けての暴力・ハラスメントへの対策含め、ここからインテグリティ確保への取り組みとして各競技の強化指定選手を対象に研修会という形でやって参りました。しかし、この後のJFAさん含め、各競技についてもいろいろとお話を伺いたいのですが、選手に対する研修の内容をどういったものにするかは難しい課題です。例えば、暴力ダメです、暴力団や麻薬はダメです、という一方的に選手へ情報を提供する形の研修会を2016年度スタート時はしていましたが、選手にどう刺さるようにするかは、難しい課題でした。2018年度の4月からインテグリティ教育事業という名称で、専任のディレクターを置いて、選手を取り巻くリスクやどのようにアスリートとしての価値を高められるかを念頭に事業を進めてきました。

本日はIOCの制度、プログラムがどういったものかという文脈で話したいと思いますので、JOCとしての取り組みの詳細は割愛しますが、JOCは、このような流れでインテグリティに関する取り組みを進めて参りました。その中で、実際にIOCのセーフガーディングオフィサー制度を2021年9月から受講し、修了した人間として感じたことでしたり、今後

についてお話ししたいと思います。

ウ IOC における問題意識と受講の経緯

その中で、2021年5月にセーフガーディングオフィサー制度のプログラムの案内がIOCから参りました。

まずこのプログラムがなぜ始まったのでしょうか。IOCが今最も注力している、ないし課題として感じていることは、次の3点です。

一つは、アンチ・ドーピングです。

二つ目がコンペティションマニピュレーション。試合の不正操作であったり、八百長です。

三つ目が、今回のトピックである暴力ハラスメントです。

IOCもかなりの危機感であったり、課題感を持っています。今後のオリンピックがどうなるかを含めて、クリーンな選手とドーピングをしている選手が試合をしていたら成り立たないですし、結果が操作された試合をやることで、スポーツの価値というものはなくなります。そういったスポーツの価値を守るためにも、IOCはこのプログラムを2021年9月からIOC認証の資格コースとして設置しました。

JOCとしても、2021年の夏に『JOC Vision 2064』という形でビジョンを発表しました。『スポーツの価値を守り、創り、伝える』ことができるようJOCとしてもかなりの課題意識を持っております。東京オリンピックがCovid-19により延期され、開催に対して賛否が議論される中、私自身もスポーツの価値であったり、オリンピックの意義について考える時間を多くもつことになりました。スポーツが社会から信頼性を失われていく危機感の中で、JOCとしてもここに対して注力していく必要がありました。そのような中で、IOCの制度ができ、私はインテグリティ事業に関わって参りましたので、手を挙げて受講させていただくことになりました。

(3) プログラムの概要

ア プログラムの全体像

次に、プログラムの概要について説明をし

ます。

基本的に対象となる受講者は各国のNOCでしたり、IF、NFにおいてインテグリティの分野に従事している方で、資格等は特に求められていません。ただし、コースは全て英語なので、英語についての要件などがありました。

初年度は、2021年9月に始まり、2022年の5月に終わりました。38カ国69名が初年度の修了生になります。受講にあたっての詳細等に関しては、ホームページ (<https://www.sportsoracle.com/course/ioc-certificate-safeguarding-officer-in-sport/>) をご覧いただければと思います。

具体的にスケジュールは次のとおりです。私は東京オリンピックの選手団業務に従事していたので、選手村から申請をしたのをよく覚えているのですが、8月に申請をしてコースが9月から始まりました。毎月モジュールのトピックが決まっていて、一月あたり1時間ないしは2時間の講義が3～4本あり、オンラインで受講する形でした。自分の時間のある時に講義を受けつつ、その予習や復習に加え、必ずこれは読みましょうという文献が何本もあり、読めたら読みましょうという論文のリストも送られてきて、正直かなりの分量でした。モジュール7つと、アサインメント2つを行い、最後に4月の試験で修了となります。

イ 課題の具体例

イメージも湧かないかと思うので、最初のアサインメントを説明します。

最初のアサインメントは、組織の幹部、私でしたらJOCの幹部に対してのプレゼンテーションを作成する、という課題です。なぜセーフガーディングを組織として注力して、今後やっていく必要があるのかということをプレゼンテーションします。個々のパワーポイントスライドに英語で吹き込んで課題を提出するのですが、そこまでのモジュールで学んだことを入れていきます。

私が提出した内容の概要は、次のようなものでした。

「選手にはドーピング、ソーシャルメディアなど色々なリスクが今は向いており、その内の一つが暴力・ハラスメントです。ヒューマン・ライツ・ウォッチのレポートであったり、最近の大きなケースとして、ハラスメントで大きな問題となった選手や、盗撮の問題、東京オリンピックの際のSNS上における誹謗中傷等があり、JOCとして注力しなければならない問題です。

一つの単語にしても色々な定義や概念があります。体罰・ハラスメント・いじめ等々がどういったものを説明します。また、暴力・ハラスメントの研究では、パフォーマンスレベルが高いほど、暴力・ハラスメントが起こるという研究結果もあります。JOCのサポートする対象は基本的に強化指定選手でしたり、ナショナルチームのコーチですので、これらの層にももちろん暴力・ハラスメントの問題は潜在しているので、意識を向上させる必要があります。実際に暴力・ハラスメントが選手に与えるインパクトについての研究結果もあります。

なぜJOCがこのトピックに注力すべきなのか。オリンピック憲章や倫理規程に記載があるとおおり、アスリートの権利を守ることはNOCの使命です。具体的にアスリートセンタードアプローチやトラウマインフォームドアプローチといったものがあります。NFをはじめとする各関係機関と連携協力をしながら、選手・コーチに対してどういったサポートができるかを考えていくべきです。」

最後に試験もありました。試験の内容は、持ち込み可で24時間以内に5つの質問に対する回答を提出するというものでした。

これが大きなこのプログラムの概要になります。

(4) 今後の展望

ア プログラムの意義・活用

最後に、今後の展望として、私自身でしたり、JOCとしてこのプログラムを受けて、次に活かせること、すべきことや、やらなくてはならないことをお話しします。

一つはIOCの資格であるCertificateを取得したことによって、NOCであるJOCとしても、IOCとの間で、この問題に対して、NOCの職員が専門家として入ることでコミュニケーションをとることができます。あとは、個人的には、こういった場でお時間をいただいて連携ができるようになることも大きいと思います。

もう一つは、他の受講者とのコネクションです。残念ながらコロナで基本的にオンライン受講でしたので、受講期間中は他の受講生となかなかつながりませんでした。こういったプログラムは、そのときの受講生・クラスメートとの出会いでしたり、繋がりが重要です。9月に修了式がIOCの本部があるスイスのローザンヌであった際に、オンサイトで参加し、他の国のNOCの方と情報交換をしたり、今後も海外の最新情報や海外NOCの取り組みを聞くことができるつながりを作ることができました。

もう一つはIOCが前回の北京冬季オリンピックにおいてウェルフェアオフィサーという役職で各選手団に専門家を設置する取り組みをしています。今後、次のパリ、ミラノ、ロスで、そういった役職を設置する動きもあります。日本代表選手団としてオリンピックに行く際にADカードが限られている中で、本プログラムの修了者として資格を取得したことで、オリンピック期間中選手の近くでサポートができるのではないかと感じています。

イ NOCとしての課題等

最後に、NOCとしてできること、できないことです。

このプログラムを受けて一つ感じたことは、JOCとしてのプログラムに足りないことも沢山あるものの、JOCは、他国と比べても、オリンピック強化指定選手に対する様々な研修であったり、アプリを使った学びの場の提供等のサポートを行っていると感じました。私が講義で学んだことや、海外の最新情報などを取り入れ、今行っている取り組みをよりアッ

プデートして続けていくべきだと感じています。具体的にいいますと、今強化指定選手や強化スタッフに対してアプリのIDパスワードを発行して、学びの機会を提供したり、コンテンツを作っています。各競技団体が使える講師派遣プログラムのような形もあり、各トピックの専門家をその競技の合宿に呼ぶなどしています。暴力・ハラスメントのトピックに限らず、例えばソーシャルメディアの専門家によるソーシャルメディアの上手い活用の仕方や取り巻くリスクという研修もやっていますので、そういったものをどんどんアップデートしていければと思っています。

もう一つは、選手の周りの人間、アントラージュとサポートの内容について連携をより強固なものにしていくことです。

3つ目が、個人的にはかなり肝だと思っていますが、インテグリティ教育推進チーム会議です。これは、各競技、各NFにインテグリティオフィサーとして必ず1名を設置していただいております。その方々にインテグリティ教育事業の窓口になっていただき、コミュニケーションをとっています。そこでの会議等を通して、情報の共有や連携を図り、どう各競技の現場に落とし込んでいけるかが重要です。NFとの連携なしではなかなか難しいので、そこにもっと力を入れていきたいと思っています。やはり、このような大きなトピックは、JOCだけでは解決できないことがたくさんあります。現在39のオリンピック競技があり、約1,700名のオリンピック強化指定選手がいますが、強化指定選手を対象としているプログラムだけでは、ジュニア層や裾野まで行き渡りません。そこで、NFとの協力であったり、国としての政策となるとスポーツ庁、JSC、仲裁機構との連携協力を強固にして、取り組んでいかなければいけないと思っています。

(5) 結び

以上で、私からの報告は終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

事例報告—NF としての取り組み

日本サッカー協会 リスペクト・フェアプレー委員長 今井 純子氏

(1) 自己紹介

私は、日本サッカー協会（JFA）でリスペクト・フェアプレー委員会の委員長をしています。JFAにおいても、セーフガーディングという非常に難しく大きな課題に向けて、コンプライアンス委員会や、指導者養成、規律裁定委員会など、複数の部門が多面で連携して取組を行っています。

本日は、セーフガーディングに関する啓発の部分、すなわち、サッカーを実際にプレーしている人達をいかに巻き込んでいくかという点を中心にお話しさせていただきます。

(2) 暴力等根絶相談窓口

JFA は、2013 年に「暴力等根絶相談窓口」を開設しました。開設以来、窓口への通報件数は増加傾向にありますが、これは、サッカーを取り巻く環境が悪化しているということではなく、セーフガーディングに対する意識が高まってきたことを意味しています。すなわち、窓口の存在が広く認識されるようになったことで、これまで表に出てこなかった問題が顕在化するようにってきたということです。

JFA には、第1種（一般・大学）、第2種（高校生年代）、第3種（中学生年代）、第4種（小学生年代）、女子、その他の種別がありますが、窓口への通報件数の内訳としては、小学生年代が圧倒的に多くなっています。これには、指導者と選手のパワーバランスの問題や、保護者の関わりなど、多くの要因が考えられます。そのため、小学生年代については、特に重点的にケアをしていく必要があると考えています。他方で、その他の種別についても様々な課題があり、一概に通報件数だけで判断することはできないと考えています。

主な相談内容について、窓口の開設当初は、直接的な暴力・体罰、暴言・威嚇、その他の

割合がおおよそ3分の1ずつでしたが、近年では、直接的な暴力・体罰が減少傾向にある一方で、暴言・威嚇等の無形行為に対する通報割合が増加傾向にあります。

直接的な暴力・体罰をすべきではないという意識が広がってきている一方で、暴言・威嚇等の無形行為については未だ不十分な状況といえます。

(3) ウェルフェアオフィサー制度

ア 制度の概要

次に、セーフガーディングに関する啓発活動の一環として、「ウェルフェアオフィサー制度」をご紹介します。

JFA では、2008 年から、サッカー界におけるリスペクトの重要性を認識し、「リスペクトプロジェクト」をスタートさせました。また、2013 年に、JSPO 等の団体が共同声明を出し、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」を開設するなど暴力・暴言の根絶に向けた取組を開始したことを受け、JFA においても、「暴力等根絶相談窓口」に加え、様々な取組を始めました。実際に起きたケースに対応してだけでなく、予防啓発を重要視する観点から、指導者養成を通じた指導者への働きかけ強化や、相談窓口の開設に取り組んでいます。

その一つが、2015 年から取り組んでいる「ウェルフェアオフィサー制度」です。「ウェルフェア」とは、「安心・安全」という意味であり、「ウェルフェアオフィサー」とは、「安心・安全を守る担当者」を意味しています。

ウェルフェアオフィサーには、3つの種類があります。

1つ目は、「ウェルフェアオフィサージェネラル」（WOG）。主に、地域・都道府県サッカー協会、リーグ、連盟等におけるリスペクト、フェアプレーの啓発、促進及び暴力、差別等予防

活動を担う役割を有しています。

2つ目は、「マッチ・ウェルフェアオフィサー」(MWO)。競技会会場におけるリスペクト精神、フェアプレーの啓発、促進及び暴力、差別等予防活動を担う役割を有しています。

3つ目は、「クラブ・ウェルフェアオフィサー」(CWO)。所属クラブにおけるリスペクト、フェアプレーの啓発、促進及び暴力、差別等予防活動を担う役割を有しています。

今後、さらに取り組みを進めて行くためには、全国の日常へ進めていく必要があり、CWO 配置を進めていくことが重要であると考えています。

イ WOG の組織化

JFA では、これまで、WOG 向けに新規講習及び更新講習を実施していましたが、WOG の人数・体制には、各所属地域・連盟によってばらつきが生じていました。そこで、JFA では、各所属地域・連盟に対し、WOG の組織化及び WOG チーフの配置をお願いするとともに、WOG 新規講習及び WOG チーフ研修会を行い、WOG 更新講習については WOG チーフに委ねることとしました。

WOG を組織化することで、各所属地域・連盟が、啓発を重視した活動目標・計画を立てるとともに、必要な体制、配置、人数を検討し、WOG 全体で、定期的に目標・計画、成果・課題の共有をしながら活動を進めていただきたいと考えています。

ウ CWO の全クラブ配置に向けて

CWO については、JFA や FA からのセーフガーディング案件の連絡窓口や、啓発・教育の計画と実施、問題が発生した際の橋渡しなど、重要な役割を担う者であることから、前述のとおり全てのクラブに配置することを目標としています。「セーフガーディングは関わる全員の役割」という考え方のもと、選手や関係者一人一人に対してセーフガーディングの取組を認識してもらうとともに、日常的なコミュニケーションを促進する環境を整えていきたいと考えています。例えば、各リーグ・

連盟については、それぞれに合った基準を設定していただいておりますが、J リーグクラブについては全クラブに担当者を配置して4年目となり、非常に高いスタンダードを自ら設定し、取り組んでいただいております。また、女子の全国リーグでも全クラブにCWOを配置する取組が始まりました。

リーグは各クラブの集まりですので、JFA では、各クラブが一つのチームとしてリーグ全体のスタンダードを底上げしていくことを推奨しています。

(4) 暴力・暴言の根絶に向けて

ア 「JFA セーフガーディングポリシー」等の策定

暴力・暴言については、昨年、サッカーの強豪高校における指導者による暴力事件が大きく報道されるなど、日本のスポーツ界・サッカー界は世界に誇れる状況ではありません。そこで、JFA では、これまでのリスペクト・フェアプレーに向けた取組をさらに一歩進めるため、「サッカーファミリー安全保護宣言」及び「JFA セーフガーディングポリシー」を策定し、ホームページにて公表しています。

このような取組は、単に掲げるだけではなく、実際にサッカーファミリーの皆様へ届けることができなければ意味がないと考えています。そのため、私たちは、「JFA セーフガーディングポリシー」のPRポスターを作成し、47都道府県サッカー協会のフットボールセンターをはじめ、皆様の目に付くところに掲示しています。また、CWOを通してクラブに確実に届けていきたいと考えています。

イ 「しない・させない・許さない」のスローガン

また、JFA では、「しない・させない・許さない」という言葉をスローガンとして掲げています。

「しない」というのは、まず自分が他者に対して暴力・暴言をしないこと。例えば、指導者が暴力・暴言を使わずに選手を指導することを意味しています。

「させない」というのは、他者が暴力・暴言に及びそうになった際にそれをさせないようにすること。悪意をもって暴力・暴言に及ぶ人もいますが、情熱をもって指導しているがゆえに指導内容がエスカレートしてしまい、時間の経過とともに感覚が麻痺してしまって生じるケースも多いと感じています。他者の気になる言動を指摘することは、決して簡単なことではないと理解していますが、サッカーの現場においては互いの気になる言動に対して声を掛け合える関係を構築すべく、発信を続けています。

「許さない」というのは、暴力・暴言を容認しない文化を作ること。「以前は暴力が当たり前だった」「暴力にも一定の効果はある」など、暴力・暴言を容認する文化が未だに根強く残っていることが、日本スポーツ界の課題の一つであると考えています。これを変えていくためには、指導者だけでなく、スポーツに関わる全員に意識を改めてもらうことが重要です。2019年から、FIFAが各NFや大陸連盟などを通して様々な研修会や発信をしていますが、その中でも、「関わる人全員の役割・問題である」ということが再三に渡って指摘されています。指導者だけでなく、選手、保護者、スタッフその他関わる人全員に暴力・暴言の根絶に関わる役割があるということを伝えていく必要があると考えています。

この種の問題は、実際に自分の身の回りに起こるまでは縁がない話だと誰もが思いたがるところがあり、それがこの問題を難しくしている一つの要因であると思いますので、関

わる全員が「自分ごと」として向き合っていく前提を作ること、「取り締まる」のではなく、「みんなでやっていく」姿勢で臨むことが重要であると考えています。

(5) 選手に伝える・考えてもらうための取組

最後に、JFAでは、「JFA100周年記念事業」の一環として、U12、U15、U18年代の選手たちを対象として、オンライン形式で「子ども会議」を実施しました。「サッカーのどんなところが好き?」「大好きなサッカーがもっとこうだったらいいのになと思うこと」など、様々なテーマを取り上げるとともに、「リスペクト・フェアプレー」についても伝え、意見も聞くことができました。

また、育成年代の全国大会に際して、こちらでもオンライン形式で「キャプテンミーティング」を実施し、「リスペクト・フェアプレー」について考えてもらうとともに、試合当日には、両チームのキャプテンによるリスペクト宣言を行い、マッチ・ウェルフェアオフィサーも配置しました。

このように、JFAでは、選手の声聞く、選手に伝える・考えるための取組を行っています。選手の声聞くことも、非常に大切なことで、今後広めていくべく発信していきたいことの一つです。

以上で、私からの報告を終わらせていただきます。本日は、ご清聴いただきありがとうございます。ありがとうございました。

S.C.P Japan が取り組むスポーツにおけるセーフガーディング実現に向けた取り組み

個別報告

一般社団法人 S.C.P. Japan 共同代表 井上 由惟子

(1) イントロダクション

S.C.P. Japan は、まだとても小さな草の根の団体なのですが、スポーツを活用した社会課題解決などを行っている団体です。本日は、草の

根の団体ができることとしてどのようなことがあるのかを皆様にお伝えできればと思います。

S.C.P. Japan は、2020年に元女子サッカー選手3名で設立した団体です。一人一人が自分ら

しく歩んでいける未来をつくるということをビジョンとして掲げ、スポーツをツールとして誰もが自分らしく生きられる社会、すなわち、インクルーシブな社会づくりを目指して様々な切り口で活動をしています。

例えば、ジェンダー平等という観点で、スポーツを活用した女子のエンパワーメント・プログラム、障がいのある方々のスポーツ参加の保障をするようなプログラム、ソーシャル・インクルージョンを目指した運動プログラムなど、様々な専門組織とも連携をしながら活動をしています。

私たちの活動は、スポーツというものをツールに、誰かの人生が豊かになるためのお手伝いや社会自体をより良くしていくことを目的としています。そこにおいて、人権の擁護をととても大切にしています。スポーツ自体が、暴力や差別に汚されていたり、排除や分断を生むものであったりしてはなりません。セーフ・ガーディングの取り組みは、この点で大変重要で、スポーツ自体をもっと良いものに変えていくために、積極的に行っています。

(2) 具体的な活動例その1

—— セーフ・ガーディング・ポリシーの 制定・啓発・普及

まず、組織内での取り組みとしてセーフ・ガーディング・ポリシーを制定しました。自分たちの団体にとってセーフ・ガーディングとは何かを定義付けます。この際に、自分たちで考えることが大切になります。もちろん、多くの規模の大きな団体がセーフ・ガーディングに今取り組まれていますので、定義は様々あると思いますが、それを踏まえても、自分たちはセーフ・ガーディングをどう捉えるのかをまず考えることを大事にしました。

私たちは、全ての人はスポーツに安心安全に参加する権利があると考えています。ただ、残念ながら、その権利が奪われていることが課題です。そのため、スポーツの中のあらゆる形態の暴力をはじめとした人権侵害を防ぐために、私達が組織として最大限努力をし、全ての人がスポーツに安心安全に参加する権利を守るため

に活動することがセーフ・ガーディングと考えています。ここで重要なのは、セーフ・ガーディングを個人の問題とするのではなくて、組織の問題としてしっかり取り組むということです。

つまり、事案が起きた時に、加害者個人を追放するだけでは、暴力・ハラスメントはなくならないのです。指導者と競技者との関係、大人と子どもとの関係という力の不均衡な関係がある中に、暴力・ハラスメントのリスクがあります。その構造自体に目を向けてしっかり組織として取り組んで行動していくことが大事です。

セーフ・ガーディング・ポリシーの策定をする際には、組織がどのようにセーフ・ガーディングに取り組むのかを定めた文書、ボランティアを含む組織のスタッフたちがどのように行動すべきかを定めた行動規範も作成しました。そして、事案について子供たちや競技者から報告を受けた場合に、組織がどのような手順で取り扱うのかを定めた文書も作成しました。この3つの書類をセットとしてセーフ・ガーディング・ポリシーが構成されています。

活動をはじめる前にボランティア・スタッフは、これらを必ず一読し、署名することが求められます。常勤のスタッフに関しても、1年に1度、セーフ・ガーディング研修の受講を義務づけています。

また、安心安全相談窓口をウェブサイト上に設置しています。何かあった時に子供たちや選手がこちらに報告できるようになっています。この窓口では、団体内のスタッフが加害者であった場合に、その団体に報告するはしづらいと思われます。自分たちの団体に報告したい場合ではない場合には他の報告相談窓口を紹介するようにし、窓口を選べるようにしています。

他方で課題もあります。セーフ・ガーディングの取り組みは、日々の予防から始まります。しかし、報告相談窓口にきた事案はすでにある程度大きな事案です。そのため、子供たちや競技者が「実はこれはすこし嫌だったとか」、「この言われ方は気になったな」とか、そういった潜在的なヒヤリ・ハットを気軽に話せるような施策を今後はしっかりと考えた

と思います。

また、先ほど今井さんからもお話があったのですが、子供たち自身が声を上げて良いということをまずは知る必要があります。子供たち、一緒に安心安全を守っていくための仲間となる子どもたちの保護者の方も交えたセーフ・ガーディングを考える機会を今後設けていきたいと思っています。

(2) 具体的な取り組みその2 —— 外部組織と連携したセーフ・ガーディング研修

自分たちの組織の中だけではなくて、スポーツ界全体として、スポーツをもっと安心安全なものにするため、組織の外と連携した施策もしています。

現在進行中の2年間プロジェクトで、住友生命健康財団のコミュニティスポーツ推進助成を受けて「スポーツにおける子どもの権利と人権を守るセーフ・ガーディング事業」を行っています。このプロジェクトのキックオフ研修として海外からIOCのセーフ・ガーディング・オフィサー・プログラム講師として活躍されている方を招聘して、日本のスポーツ関係者を対象にセーフ・ガーディング研修をしました。

ところが、日本特有のスポーツ環境やスポーツ文化があり、これらに合ったセーフ・ガーディング研修の必要性が課題として見えてきました。そのため、さまざまな人権団体お力添えをいただきながら、日本特有のスポーツ環境・文化に合ったセーフ・ガーディングの基礎研修をこの3月末の完成を目指して開発しています。次年度以降はこの基礎研修を通じていろいろな草の根のスポーツ団体関係者の方々を対象に、一緒に研修や勉強会をしていきたいと考えています。

この研修は本当に基礎なので、今後はより発展応用させた研修、たとえば、セーフ・ガーディング・ポリシーを組織としてどのように作ればいいのか、行動規範の具体的な内容はどこにあるべきか等の実践的な研修も実施していきたいと考えています。

また、暴力・ハラスメント・体罰といった事象だけではなく、そういったものにつな

る懸念がある行為への対応や、子どもたちや競技者をエンパワーメントしていく立場であるはずのコーチ、指導者、及びスポーツ関係者がパワーを奪うのではなくて、もっともっと大きなエンパワーメントができるようなアプローチが大事だと考えています。この観点からは、セーフ・ガーディングで持つべき観点として、マルトリートメント（不適切なかわり、不当な扱いなどの、暴力よりも広義な行為）という言葉をしきりに広めていきたいとも考えています。

他方で、現場のコーチの方々と対話をする、「子どもを守らなくてはいけないのは分かるが、スタッフやコーチなど大人はどうやって守られるのだろうか」、「厳しい指導があったから自分は強くなれた」、「実際にこのような関わり方で子ども、競技者は強くなれるのですか」、「言っていることは分かるが、自分たちは競技志向のチームであって人権団体ではないため、ここまでの対応は難しい」という声を聞きます。

これらを客観的に見ると、セーフ・ガーディングが必要になっている背景に力の不均衡、つまり、コーチ・指導者と競技者との間にある絶対的なパワー・バランスの違い、があるのですが、この不均衡によって生じるリスクに対して、まだまだ理解がないといえるのかもしれない。

また、人権意識の欠如もあるでしょう。人権意識という点で、社会の中の人権意識は高まっている一方で、スポーツは関係ないという感覚や、スポーツは別であるという感覚が現場の人々の中に身に付いてしまっているように思われます。そのため、セーフ・ガーディングをやらなくてはならないからと、義務的・表面的なものとしてスポーツ関係者に広めても、かえって現場の人たちの抵抗感を生み出すだけではないかという場面を目の当たりにしています。

(3) セーフ・ガーディングに関わって知った現場の声と今後の活動の展望

スポーツ現場の方々の声を聞く中で、すご

く自分自身が心を締め付けられたというか、何て言ったらいいか分からないのですが、現場コーチ・スタッフの中には、恐らくたくさんの抑圧に自分自身があってきているという方、抑圧にあってはおらずとも見たり聞いたりしてきたという方がいます。このようなスポーツ環境にいたがゆえに、自分がセーフ・ガーディング活動の中心的な立場にあることをなかなか受け入れられなかったり、何とか抑圧的な環境を受け入れ肯定して生きてきたのに、そのことを批判的に捉えなければならぬということに対する抵抗と苦しさがあったりすること、を感じて考えさせられた部分がありました。

そのため、セーフ・ガーディング関する具体的な話をする前に、これだけは大事にしたいと考え、次のようなことを現場のスポーツ関係者に伝えています。

スポーツの世界では、競技者は指導者のことを大好きで信頼をしている存在と思っていることが多いでしょうし、お世話になった人の過去の行為がまさか自分の権利を侵害したものであったと認めたくはないかもしれません。指導を受けた指導者を尊敬して今、自分が指導者になった方もたくさんいると思います。

とはいえ、これまでのスポーツの経験のなかで、自分自身や他者の人権が守られなかったことは、経験したり、見たり聞いたりしてきていると思います。しかしこれらの行為は、決して当たり前のことではないのです。怒っていいことであつたし、自分が傷ついたって思っただけのことでもあるし、痛みに対しては痛いと言って良かったことで、このような自分自身の経験をまずは受け止めなおさなければならないのです。

このような受け止めがあつて初めて、セーフ・ガーディングに積極的に取り組むことができる

ようになると思いますので、現場のスポーツ関係者にこういったことを伝えています。

他方で、セーフ・ガーディングは、大昔に起きたことを今になって責めるものではないことも忘れてはなりません。

そして、どんなに自分が過去に抑圧を受けていたとしても、目の前の子どもや競技者と対峙した時には、自分は大人であり、指導者であり力の強い立場にあるということをしっかりと受け止め、自分にどのような権力があつて、それをどのように使うかを考えていくことが大事だと思い、現場の方々と対話をしています。

このようなことも踏まえて、私たちが今作っている基礎研修は、表面的なセーフ・ガーディングだけではなく、力の不均衡にも着目し、権利・人権とは何か、どのような行為が力の濫用になるのか、力を濫用しないためにはどうすればいいのかを一緒に考えること、何か起きた時に子どもはどのような心理状況になるのだろうかという様々なトピックで多角的な視点から参加者の皆さんと考えるような内容にしています。

私自身もスポーツを行ってきた過去を振り返ると、やはりたくさんの暴力だったり、抑圧を受けたり、見たり聞いたり、見て見ぬふりもしてきました。ときには被害に遭った人が悪いと思っていたこともありました。

しかし、まず、そのようなことは当たり前ではなかったと認識し、自分自身も抑圧の中で傷ついてきたことに向き合わなければ、本当の意味でのセーフ・ガーディングは始まらないと思います。

以上お話しさせていただいた点を踏まえて、スポーツの現場の方々と一緒に考え、対話をしながらセーフ・ガーディング活動を進めていきたいと、頑張っただけ活動をしていきます。少し長くなりましたが、私からは以上です。

パネルディスカッション

(1) 「セーフスポーツ」とは？「セーフガーディング」とは？

杉山 これからパネルディスカッションを始めさせていただきます。

まず、オンラインの参加者から、セーフスポーツとセーフガーディングの違いがよくわからない、という質問がありましたので、始めに整理をさせていただきます。

「セーフガーディング」とは、子どもやスポーツに関わる人の虐待を防ぐための仕組みという意味です。この点は、井上様からも、「セーフガーディング」とは、スポーツの中のあらゆる形態の暴力をはじめとする人権侵害を防ぐための組織としての取り組みだにご紹介いただきました。

次に、「セーフスポーツ」という概念は、あらゆる形態のハラスメントや虐待のない公平なスポーツ環境という意味です。あまり日本では使用されている言葉ではないですが、IOCが2016年に公表したコンセンサスステートメントの中に記載があります。鈴木様もIOCセーフガーディングオフィサーの研修の中では、この意味を最初に学ばれたと思います。

— セーフガーディングの仕組みづくりをすることで、セーフスポーツが実現される—
このような整理であれば、理解できるのではないのでしょうか。

(2) 相談しやすい相談機関とは？

杉山 さて、本日はパネリストの皆様の中からは、セーフスポーツを実現するためには、相談窓口を作るだけではなく、環境づくりであったり、マインドセットを変えることが重要だと強調していただきました。色々な方向からの取り組みが必要なのだと思います。ただ、残念ながら、本日のシンポジウムは残り20分ほどですので、シンポジウムのテーマである紛争の相談・解決機関の点に絞って、この後のディスカッ

ションを進めさせていただきます。

紛争相談解決機関の種類としては、今日の報告を踏まえると、3つのパターンがあることを認識できました。

今井様からご報告いただいたとおり、①クラブ自体にその窓口を設置するパターン、②日本の各競技団体がやられているように団体自身に窓口を設置するパターン、③外部の第三者機関の相談窓口を設置するパターンという3つの整理ができます。

そこで、まずは、井上様にお伺いしたいのですが、井上様は元サッカー選手でもあり、日頃から子供を含む現場の方からの相談を聞いています。そうした現場の選手の目線からすると、どの相談窓口が相談しやすいのか、それがどのようなものであれば相談しやすいのか。ご意見をいただけるでしょうか。

井上 私が選手の頃は、そもそも相談窓口というのがなかったと思いますので、今、色々な団体が様々な形で相談窓口を設置していることは素晴らしいことだと思います。

ただ、いきなり自分のチームを飛び越えて競技団体に相談するのはハードルが高く、また自分のチームの相談窓口を使うこと自体もハードルが高いと思っています。子供や選手には必ずチームの中に一人は信頼がおけて話しやすい人たちがいると思うので、相談窓口を設置することはもちろん、クラブに関わるあらゆる人たちがしっかりセーフガーディングの研修を受けていて、相談された時にどのように対応すべきかを知っていることが大事だと思いました。

やはり相談した時の最初のリアクションで、もうこれ以上は言えないとか、これ以上言ったら自分の身が危うくなるとか、そういった感覚を持たれてしまうと、それ以上その子どもは口を開かないと思います。そういった一番最初の対応・リアクションのしかたを、テ

クニツ的な部分を含めしっかりと学んでいるスタッフ・関係者がいることが、相談窓口と併せて必要だと思いました。

杉山 身近な人に相談できるということが重要だということを改めて認識させていただきました。当機構が昨年行った調査の中でも、窓口を設置し、相談件数が増えるあるいは報告件数が増えるに従って、実は相談の重みは小さいものが増えていったという内容がありました。今の井上さんのご発言は、現場レベルで相談を受けられれば、物事が大きくなならないうちに解決ができることを示唆していると思います。

(3) 競技団体の相談窓口をどのように整えるのか？

杉山 一方で、どうしてもクラブ内では処理できない大きな問題もあると思います。また、競技者の中には、競技団体あるいは第三者である外部機関に相談したいと考える方もいるかもしれません。そこで、次は、鈴木様と今井様に、これに関する似た趣旨の質問をさせていただきます。

鈴木様に対しては、セーフガーディングオフィサーを各競技団体に置いていく活動は、今後、日本であり得るかという点です。先程のご説明の中でのセーフガーディングオフィサーの役割には、クラブの中の制度作りをアドバイスすることが含まれていると思います。他方で競技団体の中には、そうした知見を必ずしも有していない団体もあります。IOCセーフガーディングオフィサーの知見を各競技団体に活かすことはできるでしょうか。

今井様に対しては、ウェルフェアオフィサーのような制度を積極的に活用している日本の競技団体は、多くはありませんので、日本サッカー協会の知見をお借りしたいと考える競技団体もあると思います。日本サッカー協会の知見を、パラスポーツも含めて他のNFに広げていく余地があるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

では、鈴木様からお願いします。

鈴木 現状で言うと、セーフガーディングの資格制度を作って各NFに必ず一人設置していく、といった具体的な動きにはまだ至っていませんが、そういった専門家が各NFに置かれるのは理想だと思います。

このIOCのプログラムも、各NFの担当が受講できますので、受講を推奨していきたいですし、修了者が増えていくことは重要だと思っています。一方で、JOCの加盟団体は54団体あり、各NFによってリソースも違いますし、そのような担当を置けるNFが少ないことも理解しています。

まずはJOCとしては、各競技団体にインテグリティオフィサーという形で担当を置いていただいているので、その担当者を窓口情報提供や連携をとらせていただき、NF内で現場に落とし込んでいけるよう知見を共有していければと思っています。

杉山 今井様お願いします。

今井 リソースの問題はあるかと思うのですが、競技団体ごとの状況や文化の違い等もあると思うので、それぞれの団体の中に置くことを検討することが、すごく大事だと思います。どういう考え方で自分たちがこのような活動をやっているのかを情報共有して、一緒に考えていく、考えていただくことは十分可能と考えておりますので、ぜひ興味のある方とはミーティングをさせていただきたいと思っております。

杉山 JOCやJFAが持つ知見、あるいは井上様にご紹介していただいた知見は競技団体にとって非常に有益だと思います。このシンポジウムが情報共有の場、ネットワークをつくる場になればいいと思っております。

(4) 第三者の相談機関の競技者や競技団体にとってのメリット

杉山 続いて、第三者機関に関して、アスラン様へ2つご質問をさせていただきます。

一つ目は、どういうメリットが競技者にあ

るかという点です。人権・メンタルヘルスの専門家を抱えているということは、競技者にとってのメリットだと思います。その他、日本では、スポーツ団体や外部の団体に相談したことに対する代表選考などに関する所属団体からの報復を恐れて、相談をためらう選手もいることが明らかになっています。このような競技者の観点から、第三者機関のメリットを教えてください。

アスラン 競技者がセーフスポーツの苦情を申し立てた場合、報復されるのではないかとこの不安について私たちは注意を払っています。

カナダで採用した統一コード（UCCMS）では、報復行為をマルトリートメントとして定めており、報復行為をすればコード違反になります。誰かが正当な苦情、セーフスポーツ上の苦情を申し立てたことに対して報復を行った場合、行動規範の違反とみなされます。

杉山 2つ目の質問は、SDRCCのプログラムに参加することについてのスポーツ団体のメリットについてです。スポーツにとって重要なポイントの一つは、スポーツの自律性であり、自分たちの組織の内部で紛争を処理したいという考えをもっている方もいます。

カナダの競技団体も、自律性の観点からプログラムに参加したくないと考える団体があるかもしれません。カナダの実際の状況は、どうなのでしょう。

アスラン カナダの国家レベルでは、スポーツ団体が、カナダスポーツ紛争解決センターを選択するか、またはその他の独立したサービスによって提供される独立したメカニズムを利用することを選択することができるシステムになっていました。このプログラムが始まった当初は、連邦政府から支援を受けるスポーツ団体は、独立したメカニズムを持たなければならないが、そのメカニズムはSDRCCが提供するものでなくてもよい、と理解されていました。

ところが、カナダのスポーツ大臣は、数週間前、別の立場をとり、カナダのすべての連

邦政府出資のスポーツ団体、あるいは国営スポーツ団体を、私たちのメカニズムに参加させるという公式声明を発表しています。もしカナダ政府から資金援助を受け続けたいのであれば、2023年4月1日までに我々のプログラムと契約上の合意を結び、我々のメカニズムに参加しなければならなくなりました。

これは、私たちにとって新たな展開です。援助に影響を与えることになるでしょう。

杉山 今のお話の中で日本でも参考になる点があります。団体がSDRCCのプログラムを採用するかどうか、助成金を受給できるかどうかに関わっているという点です。

また、人的資源や金銭的資源が少ない団体が自分で相談窓口や調査、処分を実施することは非常に難しいことです。小さなスポーツ団体にとっては、独立の機関を採用することはすごく有効です。個人的な考えですが、日本スポーツ仲裁機構がそういう役割を果たすということも、将来的な可能性としてはあるかもしれません。

(5) 弊害がなく、効果的な相談窓口とは？

杉山 先ほどの井上様のお話とも関わるかもしれませんが、相談窓口のテーマを考えるとき、場合によってはその制度を逆手にとり、コーチを不当に訴えることがあるのではないかと、という懸念を持つ方もいらっしゃると思います。このようなことが実際にあるのか、あるいはそれに対して対策があるのかに関して、今井様にご見解をいただけますでしょうか。

今井 確かに、JFAの窓口にも、様々な案件が上がってきていて、実際、クラブの中での人間関係であるとか暴力・暴言からかけ離れたものが上がってくることもあります。その際には窓口担当者が相談者と会話をし、クラブ内でこういうコミュニケーションをとったらいのではないかとアドバイスをしたり、全部を暴力・暴言案件として扱わないことも多くなっています。

私たちもこういったケースはもちろん想定

していて、指導者からするとそんなことを言われたらもう指導できない、と感じることが多いのも事実です。私たちのポリシーの中でも誠実に選手と向き合っている指導者を守るためにも、こういった対策をすることを掲げさせていただきます。

フェアではない案件が上がってくるリスクは多々ありますので、そのまま暴力・暴言だと扱うことはしておりません。上がってきた情報に対しては、しっかりフラットな、フェアな扱いができるように心がけています。

杉山 アスラン様に、匿名通報について質問です。カナダのプログラムでは、匿名の通報を受け付けているのでしょうか、匿名で通報があった場合、証言の信用性等に関してどのように対処することができるのでしょうか。ご意見があれば、お聞かせください。

アスラン SDRCC では、匿名での通報を受け付けています。得られた情報は受信されシステムに入力されますが、匿名の報告が自動的にフォローアップされるわけではなく、それは情報の精度や量によります。匿名での通報が、調査を開始するのに十分な情報であるかどうかがまず評価されます。通報者が匿名であれば、コンタクトを取ることは難しいため、追加の情報が必要でもそれを得ることが難しい場合が考えられますが、コミッショナーが匿名通報の内容を精査します。

例えば、複数の匿名通報があり、その中で事象や加害者が一致しているような場合は、信頼性が増すため調査に進むのに十分な情報であるという場合もあると思います。そのため、SDRCC は、どんな情報でも歓迎しています。

匿名で報告したい人に対しては、匿名の報告では必ずしもスポーツ・インテグリティ・コミッショナー室がフォローアップできるわけではないことを認識してもらっています。

(6) セーフガーディングの取り組みの課題 ——日本の環境や文化

杉山 最後に全体に関係する質問を取り上げ

させていただきます。井上様にお願いしたいのですが、先ほどのご報告の中で、セーフガーディングの取り組みの課題として、日本特有のスポーツ環境や文化を指摘されていましたが、それが具体的にどのような特徴で、どのような難しさを伴うのか教えてください。

井上 日本だけではない特徴も入っていますが、日本の組織の特徴としては、個人よりも組織の利益を優先する、集団主義の文化もあります。

また、スポーツ組織やスポーツチームは、別の分野の人たちとのつながりや社会的な活動をしている組織とのつながりが少なく、閉鎖的な構造を持っている状況があると言われてます。その中で、自分たちの価値観だったり、文化を疑問視しづらいという課題があります。

また、日本のスポーツは、現場のボランティアの方々に支えられながら大きくなってきました。そのボランティアのコーチやスタッフの方々がセーフガーディングに関する、安心・安全に関する適切な指導・知識を学べる機会が、まだまだ十分ではなく、ボランティアの方たち個人の努力に頼ってしまっているところがあります。

その他にも、これは海外でもあるかもしれませんが、スポーツはクリーンであり、美しくて美徳を教えてくれる、というイメージが強く、暴力や暴言の案件が起こるはずない、という先入観があるとも言われています。また、日本では軍隊教育の目的で実施されてきた体育がスポーツの広がりの中にあるため、そうした背景も関連していると言われています。

そして、暴力・ハラスメントが起きやすい現状があるのにもかかわらず、まだまだ法的な拘束力も足りていないことも挙げられます。

以上が日本スポーツの現状の特徴として挙げられると思います。簡単にご説明させていただきました。

杉山 ありがとうございます。もう少し質問したいところですが、以上で、パネルディスカッションを終了させていただきます。

スポーツくじ



スポーツは育てることができる。

スポーツくじ(toto・BIG)の収益は、日本のスポーツを育てるために使われています。